

II こどもの定期予防接種

種類	対象	標準的な接種年齢	接種回数
■ ロタウイルス感染症	1価	生後6週から生後24週0日に至るまで	初回接種の開始は、生後2か月から生後14週6日まで
	5価	生後6週から生後32週0日に至るまで	
■ B型肝炎	生後1歳に至るまで	生後2か月から生後9か月に至るまで	3回
■ ヒブ(Hib)	生後2か月以上生後60か月(5歳)に至るまで	初回の開始は、生後2か月から生後7か月に至るまで	初回3回 追加1回 ※接種年齢により回数異なる。
■ 小児の肺炎球菌			
■ 四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	1期	生後2か月から生後90か月(7歳6か月)に至るまで	初回：生後2か月に達した時から生後12か月に達するまでの期間 追加：初回3回終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間
■ BCG	生後1歳に至るまで	生後5か月に達した時から8か月に達するまでの期間	1回
■ 水痘	生後12か月～36か月に至るまで	初回接種は生後12か月～15か月に達するまでの期間	2回
■ 麻しん風しん	1期	生後12か月から生後24か月に至るまで	1回
	2期	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ	1回
■ 日本脳炎	1期	生後6か月から生後90か月(7歳6か月)に至るまで	初回：3歳 追加：4歳
	2期	9歳以上13歳未満	9歳
■ 二種混合 ジフテリア・破傷風	2期	11歳以上13歳未満	11歳
■ ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	小学6年生から 高校1年生相当までの女子	中学1年生相当	3回

◆ 日本脳炎予防接種の特例措置について(無料)

平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人は、特例措置として20歳未満までに接種ができます。1期を3回接種していない人は、不足回数を接種。また、2期は9歳から接種できます。積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。

◆ ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防) 予防接種の特例措置について(無料)

積極的勧奨を控えていた時期に接種対象者であった平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性は、令和7年3月31日まで無料で接種できます。積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。

※予防接種について気にかかる事があれば、かかりつけ医または接種医師へ相談してください。

※市外の医療機関で接種する場合は接種前に「さんて郡山」で手続きが必要です。

※長期にわたり療養を必要とする病気など、特別の事情により定期予防接種を対象年齢内に受けることができなかった人は「さんて郡山」までご相談ください。

◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種特例実施をします

新型コロナウイルス感染拡大の影響などで、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に定期予防接種の接種期間が過ぎてしまった人は、事前手続き(条件あり)により定期扱いとなる場合があります。市ホームページで確認、または保健センターへお問い合わせください。

	こども	高齢者
対象の定期予防接種	B型肝炎、ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合BCG、水痘、麻しん風しん、2種混合	高齢者肺炎球菌
実施期間	令和6年3月31日まで	令和6年3月30日まで

高齢者の肺炎球菌定期予防接種 接種期間:3月30日(土)まで

過去に自費(任意接種)を含め一度も成人用23価肺炎球菌予防接種を受けたことのない人を対象に1人1回定期予防接種を実施しています。

下記の生年月日で過去に定期接種として受けられていない人へお知らせ(薄むらさき色のハガキ)を5月末にお送りしています。接種期間を過ぎると任意接種となり、全額自己負担となります。

<令和5年度対象者> ※自らの意思と責任で接種を希望する人。

65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ	90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ
75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ	95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれ
80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ	100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ

60～65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害を有する人(身体障害者手帳1級相当)も対象となります。※個人通知はありませんので、医療機関でご相談ください。

接種費用 = 3,000円

<接種費用が無料となる人と手続き方法>

生活保護世帯・市民税非課税世帯の人	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳を持っている人
接種前に「さんて郡山」に申請し、無料証明書の発行を受ける	接種時に手帳を医療機関に提示

※公費負担(無料)証明書の手続きや市外接種の手続きについては、お知らせハガキの持参が必要になります。